

平成 25 年度 原子力防災訓練について

1 目的

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策指針の改正及び県・関係市町地域防災計画の修正により見直された原子力災害対策に基づき、災害応急対策活動の習熟を目的とし、国、県、関係市町及び防災関係機関等が共同して、浜岡原子力発電所に係る原子力災害を想定した避難等の訓練を実施する。

2 日時

平成 26 年 2 月 13 日（木） 午前 8 時 30 分から正午まで

3 訓練想定

地震発生（8：30）後、全交流電源喪失により原災法第 10 条及び 15 条に至り、P A Z 内住民に対する避難指示があったと想定して訓練を実施する。

4 牧之原市の訓練内容

(1) 県訓練への参加

- ・緊急時通信連絡
- ・災害対策本部設置運営（テレビ会議による避難対策等の調整）
- ・オフサイトセンターへの機能班要員派遣
- ・緊急時モニタリング
- ・住民避難訓練（若手職員参加）

バスで草薙総合運動場まで避難し、スクリーニングを受ける。

(2) 市スクリーニング運営訓練

県の計画に合わせ、P A Z 内住民を対象とした原発事故発生後に行うスクリーニングの体験訓練を実施する。

① 参加者 P A Z 内住民 約 50 名

（地頭方地区各 5 区×8 人、相良地区 5 区長）

② 時 間 午前 10 時～午前 11 時頃

③ 場 所 静波体育館

④ 要 員 相良消防本部、総括班、救護班、避難地避難所対策班、情報班

⑤ 移動手段 市マイクロバス 2 台

※ P A Z 外の区長及び自主防災会長、市議会議員による見学を行う。

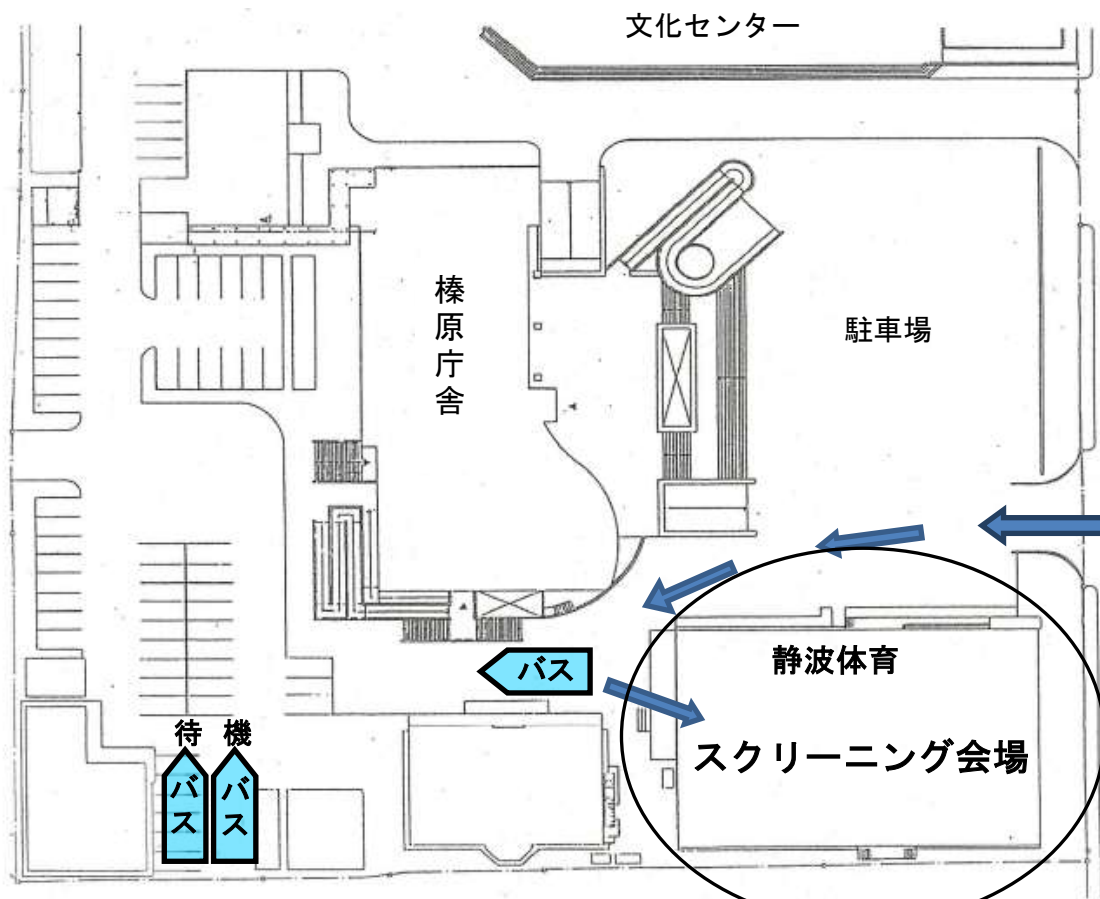
5 訓練参加者

市民：P A Z 内住民約 50 名、区長、自主防災会長、牧之原市市議会議員、市災害対策本部員、相良消防本部職員

6 訓練の中止

- (1) 県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- (2) 関係 11 市町において震度 4 以上の地震が発生した場合
- (3) 東海地震に関連する情報（定例の調査情報を除く）が発表された場合
- (4) 県下に特別警報、警報（大雨、洪水、暴風、高潮、津波）、津波注意報が発令された場合
- (5) その他、中止することが必要であると判断される事象が生じた場合

スクリーニング運営訓練配置図（静波体育）



静波体育館（拡大図）

